

# 弘前市町会連合会表彰規程

## (表彰の範囲)

第1条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 町会長として3年以上その職務にあって退任した者
- (2) 会長、副会長、理事、代議員、監事及び委員長として4年以上、町会長は10年以上その職務にあって退任した者
- (3) 各委員会の目的振興に貢献し、他の模範となる地区町会連合会（以下「地区連合会」という。）委員会及び町会委員会
- (4) 各委員会の目的振興に貢献し、10年以上その職務にあった委員
- (5) 本会の事業に関して特に貢献のあった地区連合会及び町会

## (在職年数の通算)

第2条 前条第1号、第2号及び第4号の在職年数が中断している場合は、その前後を通算する。ただし、月の途中で退任した場合には、その月はこれを計算しない。

## (表彰の期日)

第3条 表彰は、地区連合会会長の推薦により会長において調査し、理事会に諮り、毎年定期総会において行う。

## (推薦の方法)

第4条 地区連合会会長は、第1条に該当する者があるときは、次により毎年4月10日まで会長に推薦するものとする。

- (1) 第1条第1号及び第2号により表彰を受けようとする場合は、推薦書（様式第1号）に被推薦者名簿（様式第3号）を添付し、推薦する。
- (2) 第1条第3号により表彰を受けようとする場合は、推薦書（様式第1号）に事績調書（様式第2号）を添付し、推薦する。
- (3) 第1条第4号により表彰を受けようとする場合は、町会長又は被推薦者が所属する委員会の長の推薦書（様式第5号）に、副申書（様式第4号）を添付し、推薦する。
- (4) 前号において、町会長又は被推薦者が所属する委員会の長は、推薦書に被推薦者名簿（様式第3号）を添付するものとする。
- (5) 第1条第5号により表彰を受けようとする場合は、推薦書（様式第1号）に事績調書（様式第6号）を添付し、推薦する。

## (表彰の方法)

第5条 表彰は、第1条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する場合は、感謝状を授与して行い、同条第2号に該当する場合は、感謝状のほか記念品を添えて行う。

## (規程の改正)

第6条 この規程を改正するときは、理事会の審議を経て、代議員会で議決しなければならない。

## (委 任)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事会で協議のうえ、決定する。

### 附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。ただし、勤続年数の起算点は、昭和30年3月とする。

### 附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。（改正）

### 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。（改正）

### 附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成7年4月1日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成11年4月1日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成12年4月1日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成22年1月12日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成22年12月2日から施行する。(改正)

**附 則**

この規程は、平成27年5月15日から施行する。(改正)